

地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱

5 産労商地第 1937 号

令和 6 年 3 月 1 日

(通則)

第 1 条 地域産業成長支援事業一般事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、地域産業成長支援事業実施要綱（令和 6 年 2 月 8 日付 5 産労商地第 1843 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、都内区市町村が実施する一般事業に要する経費を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 「補助事業者」とは、事業を実施する区市町村をいう。
- (2) 「間接補助事業」とは、補助事業者が事業実施地域内の中小企業や団体などに実施する補助事業をいう。
- (3) 「助成対象者」とは、補助事業者が補助金を交付する中小企業や団体等をいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 交付対象となる区市町村は、地域産業活性化支援事業、地域産業活力創出支援事業及び地域産業成長支援事業における区市町村の計画事業に対する補助事業の交付の対象となっていない都内の区市町村とする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域産業の成長及び発展を実現するために区市町村が実施する多様な主体の協業・参画や中小企業等の自己変革への挑戦を促進する取組で、活性化計画の策定を伴わないもののうち、新たに実施する事業、又は実施規模の拡大等により拡充を十分に図った従来からの実施事業とする。

3 この補助金は、前項に定める補助事業に必要な経費であって、別表 1 に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。ただし、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 飲食代と認められるもの
- (2) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (3) 委託契約において、委託先の資産になるもの
- (4) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (5) 補助事業以外の事業と混合して支払が行われており、補助対象経費が区分できないもの

(6) 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの

(7) 間接補助事業に係る経費のうち、消費税及び地方消費税相当分

(8) その他知事が補助対象外経費と認める経費

4 補助事業は、補助金の交付決定をした日から当該年度末日までの期間に開始し、完了した事業とする。

5 他の補助金等を一部財源とする事業は対象としないものとする。

6 補助事業に係る事業収入等がある場合は、当該補助事業の実施に要する経費から当該事業収入等を控除した額を補助対象経費とする。

7 区市町村が設置する施設の整備にかかる費用（工事請負費）を補助対象経費とすることができるのは、次に掲げる要件に合致すると知事が認めた場合に限る。

(1) 当該施設の設置が直接的に産業振興に資するものであり、補助対象期間内に整備する施設において地域産業の成長及び発展を実現するための産業振興施策を実施する場合

ただし、この施設の運営にあたり恒常的に利用料等が発生し、区市町村が施設整備費用の全部または一部を回収できると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 都が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額1千万円のいずれか低い額とする。

2 前項による補助金の額は、次条に規定する補助金交付申請書（様式第1）における事業実施計画書中の「事業区分・事業名」欄に記載する個別事業（以下「個別事業」という。）の経費区分ごとに算出した額の合計額をいい、個別事業の経費区分ごとに算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1）を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）により補助事業者へに通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更の承認)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変

更承認申請書（様式第3）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による承認を要する補助事業の変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1）個別事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）

（2）個別事業間で、補助対象経費の20パーセントを超えて経費配分を変更しようとするとき

3 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次のいずれかに該当する場合は変更を申請することができない。

（1）個別事業の中止等により、「事業区分」が変更となる場合

（2）新たに「事業区分」及び個別事業を追加しようとするとき

4 知事は、第1項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

5 知事は、第1項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む）を、補助金変更承認通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止の承認）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止しようとする場合は、補助金中止承認申請書（様式第5）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第1項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む）又は不承認を、補助金中止承認（不承認）通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業等遂行状況報告書（様式第7）を提出しなければならない。

（遂行命令等）

第12条 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合も含む。）又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業等実績報告書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式第9）によ

り補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、個別事業の経費区分ごとに第5条第1項及び第2項の規定により算出する額の合計額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の支払等）

- 第15条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。補助金の支払を受けようとするときは、補助事業者は補助金請求書（様式第10）を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）

- 第16条 知事は、第14条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項により補助事業者が必要な措置をした場合には、第13条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

- 第17条 知事は、補助事業者又は助成対象者（いずれも委託先などの関係者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

- 第18条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 知事は、第14条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約金及び延滞金の納付）

- 第19条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者へ納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付

しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第21条 第19条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（財産管理及び処分の制限）

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（補助金）（様式第11）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 前項の承認については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」（以下、「都財産処分承認基準」という。）に基づくものとする。なお、承認にあたり補助金相当額の納付を伴う場合は、原則として、補助事業者に対し都財産処分承認基準に基づき算出した返還額を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が第3項の承認を受けて財産を処分した場合は、取得財産等処分結果報告書（様式第11-2）を知事に提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、第3項の規定により承認を受けた助成対象者が当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

7 知事は、前項の場合又は第3項の承認により補助事業者が行った取得財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、補助金額を限度として、その全部又は一部を都に納付させることができる。

(実施結果の企業化)

第24条 補助事業者は、間接補助事業を実施する場合、間接補助事業の実施結果のうち企業化が可能なものは、助成対象者をしてその企業化に努めさせなければならない。

2 補助事業者は、補助事業年度終了後5年間、毎会計年度終了後速やかに補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、補助事業企業化状況報告書(様式第12)を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する報告)

第25条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願し、又は取得した場合は、企業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益の納付)

第26条 補助事業者は、当該補助事業に基づく産業財産権の譲渡又は実施権の設定のほか、当該補助事業の実施結果により相当の収益が生じたときは、都と協議しその収益の全部または一部を都に納付しなければならない。

(補助事業者が助成対象者に補助金の交付決定をする場合に付すべき条件)

第27条 補助事業者が、間接補助事業により助成対象者に補助金を交付する場合、補助事業者は次の第1号及び第2号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第8条、第11条から第13条まで、第16条から第18条まで及び第22条から第26条までの定めるところに準ずること。
- (2) 都及び補助事業者は、助成対象者に対し、補助事業の状況及び経理の収支等について、調査することができること。

(間接補助事業の事務処理等)

第28条 補助事業者は、間接補助事業の補助金に係る事務処理に当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 間接補助事業に係る補助要綱等を整備すること。
- (2) 補助金の交付決定及び額の確定に伴う完了検査を行う場合は、間接補助事業の内容について前号に規定する補助要綱等に基づき、適正な審査を行うこと。
- (3) 間接補助事業における補助対象経費の範囲については、別表1及び別表2による。事業収入等の取り扱いについては、第4条の規定を準用するものとする。

なお、建物購入費(補助事業の実施に真に必要であると知事が認めた場合を除く。)、土地購入費及び負担金(補助事業の実施に真に必要であると知事が認めた場合を除く。)については、補助対象経費から除く。

- (4) 補助事業者は、助成対象者から間接補助事業に係る実績報告書を徴する際は、当該事業に係る収支報告を記載させるものとする。
- (5) 補助事業者は、事業の円滑な遂行のため必要と認める場合については、助成対象者に対して概算払いを行うことができる。

(間接補助事業に係る返還金の納付)

第29条 補助事業者は、間接補助事業により助成対象者から補助金の返還を受けた場合には、当該返還金に係る都の持分を都へ返還しなければならない。

(その他)

第30条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表１（第４条第２８条関係）

補助対象経費（区市町村への補助事業及び区市町村が実施する補助事業）

経費区分
謝金
賃金（※１）
旅費（※１）
需用費
役務費
委託料（※１）
使用料及賃借料
工事請負費
備品購入費
負担金（※２）
補助金
その他知事が必要と認める経費

（※１）区市町村職員の人件費または旅費の振替とみなされる経費は除く。

（※２）区市町村が実施する補助事業の場合は、原則補助対象経費から除く。ただし、補助事業の実施に真に必要であると知事が認める場合を除く。

別表２（第２８条関係）

補助対象経費（区市町村の助成を受けた間接補助事業者が行う補助事業）

経費区分
謝金
賃金
旅費
需用費
役務費
委託料
使用料及賃借料
工事請負費
備品購入費
その他知事が必要と認める経費